

計量単位令の改正に係る計量行政審議会基本部会への諮問について

平成31年4月22日

経済産業省産業技術環境局

計量行政室

1. 諮問の背景

平成30年11月の国際度量衡総会で質量等の単位の定義改定が決議されたことを受け、計量単位令で定める単位の定義を改正する必要があるため、計量法第157条第1号の規定により経済産業大臣から計量行政審議会への諮問を行う必要がある（関係政令の制定・改廃の立案が諮問事項となっている）。

計量単位に関する基本的事項を所掌する基本部会による審議を行い、計量行政審議会運営規程により、会長の同意を得て同部会の議決を計量行政審議会の議決とし、答申としたい。

2. 諮問事項

平成30年11月の国際度量衡総会で定義改定が決議された4つの物象の状態の量（質量、電流、温度、物質質量）の単位の定義について、計量法第3条に規定する国際度量衡総会の決議に従い、計量法単位令第2条で定める別表第1で規定する当該単位の定義等を別紙の通り改正することについて、計量行政審議会基本部会の御意見を伺いたい。

六	五	四	三
物質 量	温度	電流	(略)
モル	ケルビン セルシウ ス度又は 度	アンペア	(略)
六・〇二二一四〇七六に十の	ボルツマン定数を十の二十三乗分の一・三八〇六四九ジュール毎ケルビンとすることによつて定まる温度(ケルビンで表される温度は熱力学温度とし、セルシウス度又は度で表される温度はセルシウス温度(ケルビンで表した熱力学温度の値から二百七十三・一五を減じたもの)とする。)	電気素量を十の十九乗分の一・六〇二二七六六三四クーロンとすることによつて定まる電流	(略)

六	五	四	三
物質 量	温度	電流	(略)
モル	ケルビン セルシウ ス度又は 度	アンペア	(略)
〇・〇一二キログラムの炭素	水の三重点の熱力学温度の二百七十三・一六分の一(ケルビンで表される温度は熱力学温度とし、セルシウス度又は度で表される温度はセルシウス温度(ケルビンで表した熱力学温度の値から二百七十三・一五を減じたもの)とする。)	真空中に一メートルの間隔で平行に置かれた無限に小さい円形の断面を有する無限に長い二本の直線状導体のそれぞれを流れ、これらの導体の一米ートルにつき千万分の二ニュートンの力を及ぼし合う直流の電流又はこれで定義したアンペアで表した瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が一である交流の電流	(略)

十五	七 六	
	(略)	
	(略)	
	(略)	二十三乗を乗じた数の要素粒子又は要素粒子の集合体（組成が明確にされたものに限る。）で構成された系の物質

十五	七 六	
	(略)	
	(略)	
	(略)	十二の中に存在する原子の数と等しい数の要素粒子又は要素粒子の集合体（組成が明確にされたものに限る。）で構成された系の物質